

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について

(平成30年3月20日 厚生労働省・消防庁・国土交通省連名通知)

1. 緊急点検・防災査察等の早期実施

- **消防・建築部局**は、木造の寄宿舍等※1に係る防火安全性についての緊急点検・防災査察等を早期に実施（2月1日既出の通知に係る対応） ※1：昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の寄宿舍又は下宿で、延べ面積150㎡以上のもの

2. 福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言等

- (1) **福祉事務所**は、生活保護受給者への訪問調査時に、未届施設（未届の無料低額宿泊所及び有料老人ホーム）やその可能性のある類似施設※2を把握した際には、助言等※3及び防火上の点検※4を実施するとともに、福祉部局と情報共有。**福祉部局**は、未届施設及び類似施設の実態把握並びに未届施設への届出励行を実施。

※2：例えば、高齢者世帯が10世帯以上あり、かつ、介護が必要な方や障害のある方が複数居住している建物で、食事提供を行っているものを中心に確認

※3：助言の内容は別紙1 ※4：点検項目は別紙2

- (2) **福祉部局**は、以下の建物についての情報を消防・建築部局に提供※5。

- ① (1)により把握した情報を踏まえ、福祉部局が、未届施設と判断※6した施設

※6：今後、制度改正等にあわせて届出指導の対象となる判断基準を厚生労働省において示す際には、改めて情報提供に係る通知を予定

- ② (1)により把握した情報を踏まえ、福祉部局が、類似施設であって、避難の困難性（入居者の状況※7）や防火安全性（建物や設備の状況※8）から特に助言等を行う必要があると考えるもの

※7：福祉部局・福祉事務所が把握した入居者の状況も共有 ※8：点検項目は別紙2

- (3) **福祉・消防・建築部局**は、(2)の施設（平成30年度においては、1の緊急点検・防災査察等を行っていないもの）について、必要に応じて、合同で訪問し、助言等を実施※9。

※9 特に優先して当該三部局による助言等を行う建物を、別紙2を参考として、福祉部局が中心となり選定

- (4) **福祉部局・福祉事務所**は、(1)による点検や、(3)による助言等の結果、改善が見込まれず、消防・建築部局の協力を得て、明らかに危険な建物と判断されるときは、入居者の生活実態に配慮しつつ、転居等を支援。

3. 無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保

- 無料低額宿泊所、有料老人ホームの事業者に対して、防火安全対策にかかるリーフレットを送付するとともに、個々の生活保護受給者（無料低額宿泊所、有料老人ホーム以外の住まいを含む）に対しても注意喚起のためのリーフレットを順次送付。

訪問調査時の入居者向け助言・注意喚起事項

別紙1

○以下の着眼点について、助言・注意喚起を実施。

【入居者向けの助言・注意喚起事項】

	着眼点	助言・注意喚起の内容
1	たばこの吸い殻の管理状況	<ul style="list-style-type: none">・たばこの吸い殻は、灰皿に水を入れて処理すること・寝たばこは、絶対しないこと
2	ストーブの使用状況	<ul style="list-style-type: none">・ストーブは、燃えやすい物の近くで使わないこと (例：ストーブの近くに洗濯物を干さないこと等)・ストーブの灯油は、建物管理者が決めた場所・時間での給油を行うなど、適切に管理すること
3	ガスこんろの使用状況	<ul style="list-style-type: none">・ガスこんろの周りに、物を置かないこと・ガスこんろは、壁から離して使うこと・ガスこんろから離れる時は、必ず火を消すこと・コンセントは、たこ足配線をしないこと
4	コンセントや電気コードの使用状況	<ul style="list-style-type: none">・使わない電化製品のコンセントを挿したままにしないこと・電気コードは家具の下敷きにしたり、束ねたりしたままで使用しないこと
5	廊下や階段の状況	<ul style="list-style-type: none">・灯油のポリ容器や多量の段ボール・新聞紙など、燃えやすいものを廊下や階段に置かないこと・廊下や階段に、避難の妨げになる物を置かないこと
6	住宅用火災警報器の点検状況	<ul style="list-style-type: none">・住宅用火災警報器を定期的に点検すること

訪問調査時の防火点検事項

○確認項目欄の各項目をチェックし、その結果を踏まえて、特に当該三部局による助言等を行う必要がある建物を選定。

【特に火災危険性や避難の困難性が高い状況であることの確認事項】

	確認項目	確認結果
1	3階建以上の建物で、階段室に扉が設置されていない	該当／非該当
2	避難経路に妨げになる物が大量に置かれ、人ひとりが通行することもできない状況である	該当／非該当
3	各世帯に火災警報器が設置されていない	該当／非該当
4	外壁の屋外面に、木材が露出して使用されている	該当／非該当
5	灯油が大量に置かれている	該当／非該当
6	住室間の壁のうち、増設されたもの※がある	該当／非該当

※ひとつの窓を分断するように設置されているものや、住室が極端に狭くなるように設置されたものなど。

特に当該三部局による助言等を行う建物の選定に際し、優先するもの（例）

- 昭和50年以前に新築された木造2階建て以上の下宿、寄宿舎又は共同住宅注）で、延べ面積150㎡以上のもの
- 【特に火災危険性や避難の困難性が高い状況であることの確認事項】の1～6のうち、該当する項目の多いもの

注）平成30年度においては、平成29年度の緊急点検において対応済みの下宿又は寄宿舎を除く。